

6 河川法施行令抜粋

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。)に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りではない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石(砂を含む。以下同じ。)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三 (略)

「捨て」とは、所有又は占有の意思が放棄されたもの

「放置」とは、所有又は占有の意思が保持されたまま、所有者等の当該船舶等を管理すべき者が、当該船舶等を直ちに移動できないような状態で放っておくこと